

(令和5年度)

# 県営松陽台第二団地 入居者募集案内

今回の申込に必要な書類等

県営住宅入居申込書  
(世帯状況等申告書)

## 注意事項

- (1) 受付時間を守ってください。
- (2) 申込者が多い場合には、受付に時間がかかりますので、御了承ください。
- (3) 抽選会には必ず出席してください。

問合せ先

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター  
総務管理部 県営管理課

〒892-0838

鹿児島市新屋敷町16番228号 ☎(099)224-4546(直)

# 目 次

1	県営松陽台第二団地の特色	1 頁
2	入居申込受付日等	1 頁
3	住宅の種類, 戸数, 家賃等	2 頁
4	入居申込資格	5 頁
5	入居申込方法	6 頁
6	当選者に必要となる書類等	6 頁
7	その他	8 頁
	(1) 駐車場について	
	(2) 注意事項	
8	参考情報	9 頁
	申込書等記入例	10 頁

## 個人情報の取扱いについて

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターは、鹿児島県からの委託により、鹿児島県営住宅条例及び鹿児島県営住宅条例施行規則(以下「県条例等」という。)に基づく県営住宅に関する業務を行っており、今回の入居申込みで提出していただく書類は、この県条例等に定められた書類です。

### (個人情報の利用目的)

この提出書類により取得した個人情報は、次の利用目的以外には利用いたしません。

- 1 県営住宅の入居者資格等の審査に関すること。
  - 2 県営住宅入居者の選考及び入居手続に関すること。
  - 3 県営住宅入居後の管理に関すること。
  - 4 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること。
  - 5 令和6年度以降の入居者募集に係るお知らせの送付に関すること。
- ※ お知らせは希望者のみに送付します。

## 1 県営松陽台第二団地の特色

県営松陽台第二団地は、子育てのしやすさ、子どもの安心・安全に配慮した、子育て世帯の支援を目的に建設される県営住宅です。

このため、他の県営住宅と異なる、次の2つの特徴があります。

### (1) 入居申込資格

入居申込時点において、同居者に、中学校就学の始期に達するまでの者（中学校入学前の子ども）がいること。

### (2) 入居期限

入居できる期間は10年間ですが、一番下のお子様が18歳に達する日の属する年度の末日まで、入居期限を延長することができます。

## 2 入居申込受付日等

### (1) 入居申込受付日・受付場所

受付日：令和6年2月1日（木）～10日（土）

午前9時から午後4時まで

受付場所：県住宅供給公社ビル2階

（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター 県営管理課

### **完成見学会について**

今回募集する住戸内を御覧いただけます。（一部の住戸のみ）

・開催日：令和6年2月3日（土）～4日（日）

・場 所：県営松陽台第二団地内

### (2) 抽選日・抽選会場

抽選日：令和6年2月17日（土）午前10時

抽選会場：県庁行政庁舎7階 7-A-2会議室

※ 抽選会終了後、当選者を対象に手続に関する説明会を行いますので、終了時刻は13時を予定しております。

※ 抽選日に住戸を決定しますので、必ず出席をお願いします。

### (3) 入居日

令和6年3月15日（金）から3月31日（日）までの間

### 3 住宅の種類，戸数，家賃等

県営住宅の家賃は，入居する世帯の収入と，住宅の種類によって決まります。世帯の収入（認定月額）が少ないと家賃は安く，収入が多いと家賃は高くなります。また，広い住宅ほど家賃は高くなります。

世帯の収入が少ない方については，家賃の減免制度があります。

#### (1) 住宅の種類，戸数，家賃

※ 認定月額 (単位：千円)		3DK 68.5㎡ 8戸
0 ～ 104	家 賃	30,300円
104 ～ 123		35,000円
123 ～ 139		40,000円
139 ～ 158		45,100円
158 ～ 186		51,500円
186 ～ 214		59,500円

※ 認定月額とは，ある世帯の年間総収入から各控除を行った上で月額換算した月当たりの収入のことです。5ページの**入居収入基準**を参照ください。

※ 県営住宅の家賃は，世帯の認定月額に応じて決まります。

(上表の各家賃は，11月時点での目安です。)

#### (2) 認定月額と年間総収入，平均月収との比較表

認定月額	世帯員数(別居扶養親族を含む)ごとの年間総収入等の目安				
	2人	3人	4人	5人	6人
104,000円	2,583,999円 (215,333円)	3,127,999円 (260,666円)	3,663,999円 (305,333円)	4,135,999円 (344,666円)	4,611,999円 (384,333円)
123,000円	2,911,999円 (242,666円)	3,451,999円 (287,666円)	3,947,999円 (328,999円)	4,423,999円 (368,666円)	4,895,999円 (407,999円)
139,000円	3,183,999円 (265,333円)	3,711,999円 (309,333円)	4,187,999円 (348,999円)	4,663,999円 (388,666円)	5,135,999円 (427,999円)
158,000円	3,511,999円 (292,666円)	3,995,999円 (332,999円)	4,471,999円 (372,666円)	4,947,999円 (412,333円)	5,423,999円 (451,999円)
186,000円	3,943,999円 (328,666円)	4,415,999円 (367,999円)	4,891,999円 (407,666円)	5,367,999円 (447,333円)	5,843,999円 (486,999円)
214,000円	4,363,999円 (363,666円)	4,835,999円 (402,999円)	5,311,999円 (442,666円)	5,787,999円 (482,333円)	6,263,999円 (521,999円)

※ 上段が年間総収入です。下段の( )は上段の数字を12で除した平均月収です。

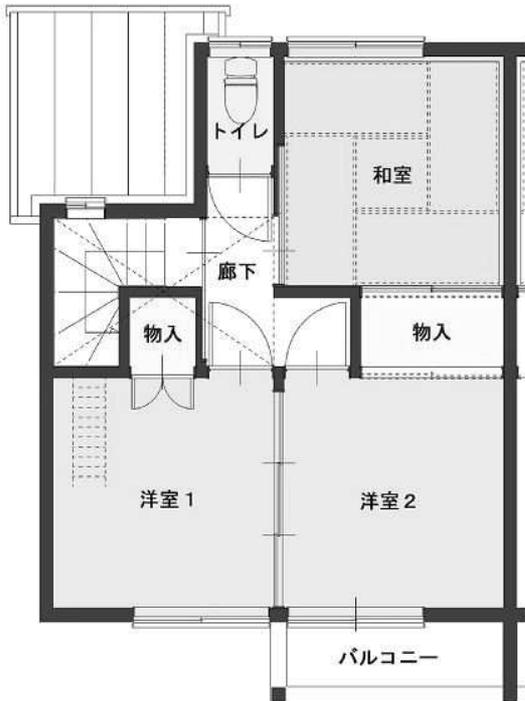
※ 年収は給与所得者が1人の場合の例です。

(世帯構成で控除額が変わる場合がありますので，あくまで目安です。)

(3) 間取り図

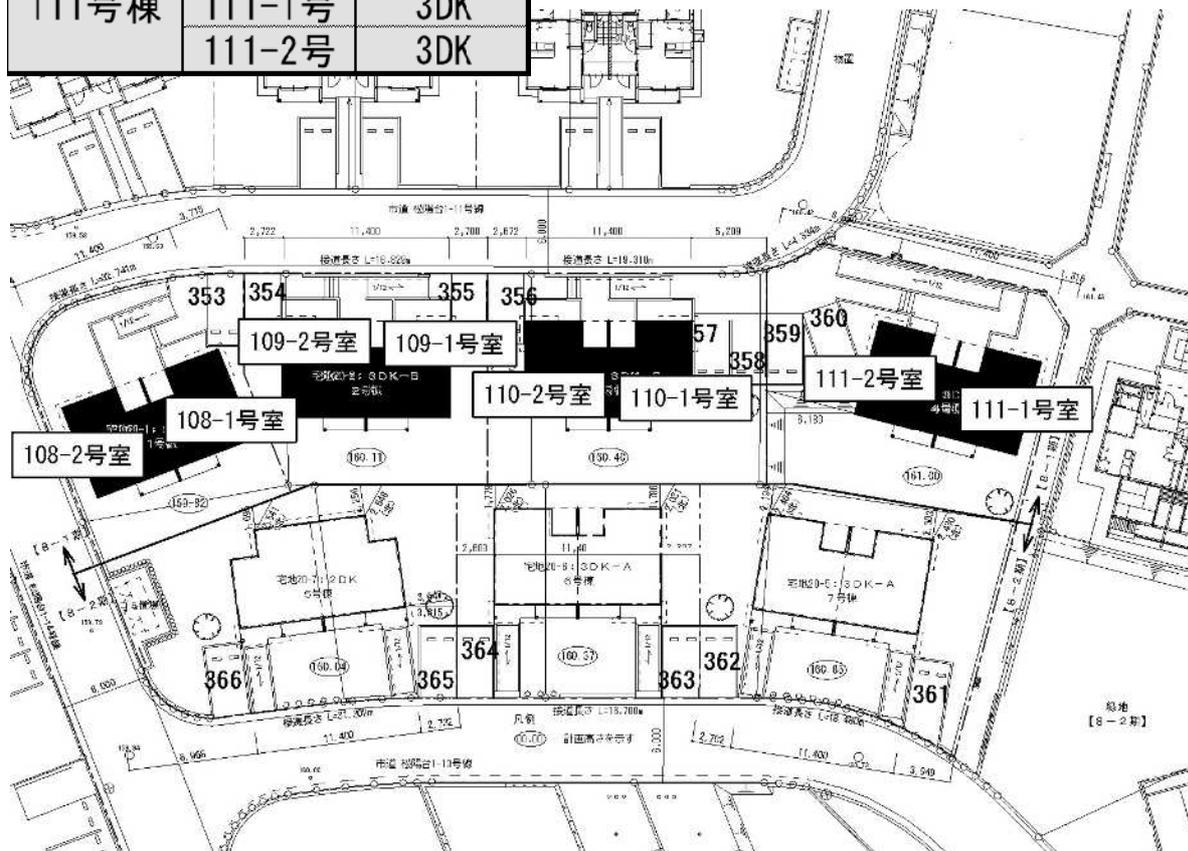
※ 1棟の木造2階建ての建物の中が、2つの住宅に分かれています。  
間取り図は、1階の左半分と2階の左半分、1階の右半分と2階の右半分で、それぞれ1つの住宅となります（メゾネット方式）。

**3DK (68.5㎡)**



# 松陽台第二団地8-1期住棟配置図

108号棟	108-1号	3DK
	108-2号	3DK
109号棟	109-1号	3DK
	109-2号	3DK
110号棟	110-1号	3DK
	110-2号	3DK
111号棟	111-1号	3DK
	111-2号	3DK



## 4 入居申込資格

次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 同居者に中学校就学前の子どもがいること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること（持家のある方は、原則として入居申込資格はありません。）。
- (3) 入居申込者の世帯の収入が、「**入居収入基準**」以下であること。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

※ 同居者は、親族（婚約者等を含む。）に限ります。

※ 連帯保証人が1名（者）（個人又は法人）が必要です。個人の連帯保証人については、原則として県内在住で親族の方をお願いしています。

連帯保証人は、家賃の支払い、退去時に係る費用の支払い、住宅の原状回復に係る費用の支払い等、入居者と連帯して債務を負担する義務があります。（連帯保証人が個人の場合、極度額（入居時家賃の12ヶ月分）を限度として債務を負っていただくこととなります。）

連帯保証人が見つからない場合は、家賃債務保証会社等の利用も可能ですのでご相談ください。（ただし、家賃債務保証会社等による審査があります。）

### **入居収入基準**

入居収入基準とは、県営住宅に入居できる収入の上限額のことです。世帯の年間総収入から各控除を行った上で月額換算した収入（認定月額）が21万4千円以下である必要があります。例えば、給与所得者の場合は、次の計算式により算出します（以下、分かりやすくするため、簡略に記載しています。）。

$$\text{認定月額} = \{ \text{令和5年分の給与所得の合計金額} - 38\text{万円} \times \text{同居者及び別居扶養親族の数} \} \div 12$$

次のような場合はさらに特別控除があります。

- (1) 同居者又は別居扶養親族が70歳以上である場合
- (2) 同居者又は別居扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合
- (3) 入居申込者、同居者又は別居扶養親族が障害者である場合
- (4) 入居申込者又は同居者が寡婦又はひとり親である場合

### ■ 入居収入基準と年間総収入、平均月収との比較表

入居 収入基準	世帯員数(別居扶養親族を含む)ごとの入居申込ができる年間総収入等の目安				
	2人	3人	4人	5人	6人
認定月額	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円	6,263,999円
214,000円 以下	以下	以下	以下	以下	以下
	(363,666円)	(402,999円)	(442,666円)	(482,333円)	(521,999円)

※ 上段が年間総収入です。下段の（ ）は上段の数字を12で除した平均月収です。

※ 年収は給与所得者が1人の場合の例です。  
（世帯構成で控除額が変わる場合がありますので、あくまで目安です。）

## 5 入居申込方法

「県営住宅入居申込書」，「世帯状況等申告書」に，次の事項に留意のうえ，必要事項を記入し，提出してください（提出された書類は返却できません。）。

### 《記入上の注意》

- (1) 入居申込書は，必ず黒のボールペンを用いて楷書で記入してください。  
※ 鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 入居申込者本人が署名してください。
- (3) 電話番号欄は，勤務先，自宅，携帯電話について，それぞれ記入してください。
- (4) 続柄欄は，妻・長男・長女等，入居申込者本人との続柄を記入してください。
- (5) 氏名欄は，フリガナを併せて記入してください。
- (6) 別居扶養親族（所得税の控除対象となっている扶養親族）がいる場合は，同居者に続けて，下欄にその氏名等を記入し，備考欄に住所を記入してください。

## 6 当選者に必要となる書類等

入居申込資格については，入居申込時に世帯状況等申告書で確認します。当選者については，以下の書類を提出していただき，再度確認します。再確認の結果，入居申込資格を満たさないことが判明した場合は，入居は認められません。

- (1) 所得額証明書等：令和5年度発行（令和4年分）【市町村発行】  
（源泉徴収票（令和5年度）【事業所発行】）
  - ・ 所得や扶養控除等を証明する書類として必要です。
  - ・ 入居申込者，15歳以上の同居者及び別居扶養親族の全員について必要です。
  - ・ 無職の場合でも必要です（ただし，15歳以上の就学中で収入のない方は除きます。）
- (2) 無職であることを証する書類
  - ・ 無職の入居申込者，同居者及び別居扶養親族の全員（15歳以上で現在就学中でない方）について，無職・無収入申立書と次のいずれかの書類が必要です。
    - ① 勤務先の退職証明書（退職年月日が分かるもの）  
※ 様式は，鹿児島県住宅・建築総合センターにあります。
    - ② 雇用保険受給資格者証（退職・失業の状況が分かるもの）
    - ③ 雇用保険被保険者離職票（退職・失業の状況が分かるもの）

(3) 住民票

- ・ 入居申込者、同居者及び別居扶養親族の全員分が必要です。

(4) 健康保険証の写し

- ・ 扶養親族を証明できるものとして必要です（コピーをとります。）。
- ・ 入居申込者、同居者、別居扶養親族の全員分が必要です。

(5) 県税に滞納がないことを証する書類

- ① 県税納税証明書：【各地域振興局等（14ページの「県税の納税証明書等についての問合せ先」を参照ください。）発行】
  - ・ 入居申込者及び同居者（18歳未満の同居者は除きます。）の全員分が必要です。
- ② 市県民税納税証明書：【市町村発行（個人県民税の納税証明書）】  
※鹿児島市については、「滞納がないことの証明書」を提出してください。
  - ・ 現年度を含む過去4年分が必要です。
  - ・ 入居申込者及び同居者（15歳以上で現在就学中でない方）の全員分が必要です。

次の(6)から(11)に該当する方は、前記の他に、さらに下記の書類が必要です。

(6) 転職若しくは就職された方又は休職された方

- ・ 令和5年1月2日以降、転職若しくは就職又は休職された方は、(1)の所得額証明書に加えて収入証明書を提出してください。  
※ 様式は、鹿児島県住宅・建築総合センターにあります。
- ・ 入居申込者、同居者及び別居扶養親族の全員分について必要です。

(7) 休職中の方

- ・ 育児や病気などにより休職中の方は、休職証明及び収入証明書を提出してください。  
※ 様式は、鹿児島県住宅・建築総合センターにあります。

(8) 婚約者と入居申込をされる方

- ・ 婚約証明書が必要となります。  
※ 様式は、鹿児島県住宅・建築総合センターにあります。

(9) 生活保護を受けている方

- ・ 生活保護受給証明書【福祉事務所発行】

(10) 入居申込者、同居者又は別居扶養親族で障害のある方

- ・ 障害者手帳等（コピーをとります。）

(11) 寡婦又はひとり親の方

- ・ 戸籍謄本

※ 上記以外でも、必要があればその他の書類を提出していただくことがあります。

## 7 その他

### (1) 駐車場について

ア 1世帯につき1台分を住戸付近に整備しています。

また、2台目駐車場については、2世帯に1台の割合で整備していますが、2台目駐車場の利用希望が2世帯に1台の割合を超えた場合、住戸の抽選後に2台目駐車場の抽選も行います。

イ 駐車場は、駐車場を使用する入居者全員で組織する、自動車保管場所管理協議会（以下、「協議会」といいます。）が管理することになります。駐車場を使用する入居者は、全員、協議会に加入する必要があります。

駐車場の具体的な管理は「協議会」が行っています。

ウ 「協議会」は、会員である各入居者に、駐車場の使用を許可し、使用料：月額1,050円（2台目も同額）を徴収します（初回は、保証金：3,150円（2台目も同額）を併せて徴収します。）。

エ 警察に提出する車庫証明（保管場所使用証明書）も、「協議会」が発行することになります。

### (2) 注意事項

ア 当選後の手続等

- ・ 敷金（家賃の3か月分）を納入していただきます。
- ・ 連帯保証人が連署した誓約書（連帯保証人の実印使用）、連帯保証人の印鑑証明書・所得額証明書（連帯保証人が法人の場合は登記事項証明書及び貸借対照表等）・緊急連絡先等の書類を提出していただきます。なお、家賃債務保証会社等による保証を受けられる場合は、誓約書への連帯保証人の連署と、連帯保証人の印鑑証明・所得額証明書は不要です。
- ・ 入居申込書に記載した同居者以外の同居は認められません（入居申込書の提出後に出生した方を除きます。）。

イ 入居者の負担、禁止事項

- ・ 入居者に配布される「県営住宅 住まいのしおり」を必ずお読みください。
- ・ 入居者は、家賃のほかに共益費（外灯等の共用の電気代、共同水道使用料等）や、自動車保管場所管理協議会及び団地自治会の運営費等を負担していただきます。
- ・ 県営住宅では、犬・猫・鳩等、ペットの飼育はできません。また、動物にエサを与えてはいけません。

ウ 退去時の手続等

- ・ 県営住宅から退去（転居）される場合、畳の表替え、壁等の塗装を行っていただきます。また、担当職員が住宅の損傷・汚損の状況等进行检查し、必要な補修等について指示しますので、指示を受けた場合は、速やかに補修等を行っていただきます。

## 8 参考情報

県営松陽台第二団地のある松元地域（松元小学校区）の子育て支援施設の様子は、次のとおりとなっています。その他の地域の施設については鹿児島市（保育幼稚園課，こども政策課，各支所の福祉課・保健福祉課）及び各施設にお問合せください。

### (1) 認可保育所（9月時点）

保育所名	所在地	定員	電話番号	開所時間		一時預かり	休日保育	
				通常保育時間	延長保育時間		日曜	祝日
松元中央保育園	福山町	70	099-278-1576	7:10~18:10	18:10~19:15	なし	なし	なし
仁田尾保育園	石谷町	100	099-278-2510	7:00~18:00	18:00~19:00	なし	なし	なし
石谷の森保育園	石谷町	50	099-813-7188	7:00~18:00	18:00~19:00	なし	なし	なし
いとしご保育園	石谷町	50	099-298-9210	7:00~18:00	18:00~19:00	あり	なし	なし
はるやま森の保育園	春山町	90	099-278-7210	7:00~18:00	18:00~19:00	なし	なし	なし
たけのこ保育園	春山町	50	099-278-5445	7:00~18:00	18:00~19:00	あり	なし	なし

### (2) 認定こども園

保育所名	所在地	定員	電話番号	開所時間		一時預かり	休日保育	
				通常保育時間	延長保育時間		日曜	祝日
みのりこども園	春山町	65	099-248-7525	7:00~18:00	18:00~19:00	なし	なし	なし

※定員の内，1号(幼稚園)が15名，2号(保育園)が50名

### (3) 幼稚園

幼稚園名	所在地	定員	電話番号	教育時間
鹿児島市立松元幼稚園	上谷口町	175	099-278-1117	月～金 8:45~14:00

※定員175名は収容可能な人数

### (4) 児童クラブ

児童クラブ名	小学校区	所在地	定員	電話番号
松元児童クラブ	松元小学校	上谷口町	55	099-278-0660
松元第二児童クラブ	松元小学校	松陽台町	55	099-278-1501
松元第三児童クラブ	松元小学校	松陽台町	55	099-278-2611

### (5) 地域子育て支援センター

施設名	所在地	利用日	利用時間	電話番号
ドリームキッズ (石谷の森保育園内)	石谷町	月～金	9～16時	099-813-7188

県営住宅入居申込書

希望する団地名		前回までの 申込回数		勤務先名		株式会社〇〇〇				
松陽台第二団地		1		勤務先住所		鹿児島市〇△町〇〇番△□ビル3階		電話番号	099-000-0000	
				現住所		鹿児島市〇△町〇〇番 △□アパートA棟101		電話番号	090-000-0000 (本人)	
順位	続柄	フリガナ 氏名	同居・別 居の別	生年月日	職業または 学校(学年)	勤務先	年間 所得	この者の配 偶者の氏名	備考	
1	本人	住宅 太郎	同	H2.10.29	会社員	(株)〇〇〇	240万			
2	妻	住宅 愛子	同	H5.7.7	パート	スーパー△△	30万		身体障害2級	
3	長男	住宅 一郎	同	H28.5.1		△□保育園				
4	長女	住宅 かれん	同	R3.2.14						
5										
6										
7										
8										
現在の住 居の状況		同居 世帯数	同居者数	間取り	家賃 (間代)	県税の納入状況(該当事項を○で囲んでください。)				
		1	4人	2室	55,000円	① 完納 ② 滞納しているが分納中 ③ 滞納している ※2または3の場合、所轄の地域振興局・支庁名( )				
県営住宅を必要とする理由(該当事項を○で囲んでください)										
1 住宅以外の建物・場所または保安上危険もしくは衛生上有害な住宅に居住している。										
2 他の世帯と同居しているため生活上著しく不便を受けている。										
3 住宅がないため親族と同居できない。										
④ 住宅の規模・設備・間取りと世帯構成との関係から、衛生上または風紀・教育上不適当な居住状態である。										
5 正当な理由により立ち退き要求を受けているが、適当な立ち退き先がない。(自己の責めに帰すべき場合を除く。)										
6 勤務先から著しく遠隔の地に居住しており、通勤に時間がかかりすぎる。										
⑦ 収入に比べ著しく過大な家賃を支払っている。										
8 上記1から7まで以外の理由で現在住宅に困っている。( )										
住宅に困っている 具体的な理由		(記入例) 二人目の子どもが生まれ、部屋数が足りなくなってきた。 また、育児にお金がかかり家賃の支払いが大変になるため								
鹿児島県営住宅条例第8条第1項の規定により、入居の申込みをします。										
令和〇年〇月〇日										
鹿児島県知事 殿				フリガナ 申込者氏名						
				ジユウク 知 住宅 太郎						

名前にはフリガナをつけてください。

障害認定等を受けている場合は記入してください

空き住戸の紹介時点で完納していないと入居できません。

記入上の注意

- 各欄は、事実を詳細に記入してください。
- 住宅の案内図を裏面に記入してください。
- 記入に当たっては、ボールペン等を使用し、鉛筆は使用しないでください。
- 提出された書類は、返却しません。
- この申込書に虚偽の記載があるときは、入居後でも入居決定が取り消されます。
- 続柄欄には、長男、長女等をご記入ください。
- 「この者の配偶者の氏名」欄には、続柄が、本人、妻以外の方(例、長男、孫)に配偶者がいる場合に記入してください。

受番	付号
登番	録号

入居資格審査	住宅センター	県

太線内のみご記入  
ください。

**記入例**

住 所	鹿児島市〇△町〇〇番△□アパートA棟101
申込者氏名	住宅 太郎
住所の案内図(現住宅付近の目標となる建物等を明示してください。)	
1 自宅から勤務先までの通勤に要する時間	2 時間 00分
2 通勤に要する1ヶ月の交通費	10,000円

※収入認定額算定欄(この欄は、記入しないでください。)

1 収入

	氏名	年収	所得	所得金額調整 控除後の所得
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
合 計 (A)				

2 控除

	控除項目	該当者数(人)	控除金額
1	基礎控除振替分		
2	同居親族等		
3	老人扶養親族		
4	特定扶養親族		
5	障害者		
6	特別障害者		
7	寡婦		
8	ひとり親		
合 計 (B)			

3 収入認定額

収入認定額 =  $\frac{(A)-(B)}{12}$  =  (円)

この欄は 記入しな いでくだ さい。	団地名	県営	団地	家賃	円	建 第 一 号
	棟号		棟号	敷金	円	
	間取り			入居手続日	年 月 日	登 録 順 位
	収入認定額		円	入居指定日	年 月 日	

※この欄には記入しないでください。

高	障	母	父	育	多

## 世帯状況等申告書

入居申込者氏名(名義人)	住宅 太郎
住 所	鹿児島市〇△町〇〇番△□アパートA棟101
電 話 番 号	090-000-0000

以下の項目について、該当する箇所の□に ✓ をつけてください。  
虚偽の申告をした場合は申込が無効となりますので御注意ください。

- 1 中学校就学前のお子様はいますか。  
 いる  
 いない → 入居申込みはできません。
- 2 定期借家制度に同意の上申し込みますか。  
 はい  
 いいえ → 入居申込みはできません。
- 3 あなたを含めて、何人で入居する予定ですか。  
 2人       3人以上
- 4 現在のお住まいは、次のどれに該当しますか。  
 民間賃貸住宅・社宅  
 親族の家に同居  
 入居申込者及び同居予定者の持ち家で、競売落札・売買契約成立、家を手放すことが決まっています、その証明書が提出できる。  
 公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）  
 申込者及び同居予定者の持ち家 → 原則として入居申込みはできません。
- 5 入居する方の状況は、次のどれに該当しますか。
  - (1) 配偶者のいない方
 

<input type="checkbox"/> 未婚である。 <input type="checkbox"/> 前夫（妻）とは死別又は離婚している。 <input type="checkbox"/> 前夫(妻)とは離婚し親子で申し込むが、親権を持っている。 <input type="checkbox"/> 前夫(妻)とは離婚し親子で申し込むが、親権を持っていない。 → 入居時に親権者の同意書を提出していただきます。	入居時に戸籍謄本等で確認します。
--	------------------

 現在、夫（妻）がいて別居中である。 → 原則として入居申込みはできません。
  - (2) 暴力団員の確認  
 入居申込者又は同居予定者に暴力団員である者がいる。 → 入居申込みはできません。  
**※ 入居後、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団員となったことが判明した場合は、退去していただきます。**
- 6 県税（県民税，自動車税，個人事業税，法人事業税，その他）の納入状況については、次のどれに該当しますか。  
 世帯の中に県税を滞納している者はいない。 → 入居時に納税証明書で確認します。  
 世帯の中に県税を滞納（又は分納）している者がいる。 → 入居申込みはできません。
- 7 来年度以降の入居者募集に係るお知らせの送付を希望しますか。  
 希望する。  
 希望しない。

12ヶ月分の給与収入合計額を給与明細または源泉徴収票を見て記入してください。

各種控除を受けている場合は○印を付けてください。

# 記入例

## 収入計算欄

氏名	所得内容	年間総収入額	年間所得額	老扶	特扶	寡ふ	ひ親	特障	普障	備考 (該当番号に○を付ける)
住宅 太郎	① 給与 2 年金 3 その他	3,650,600 円	2,378,400 円							① 就職 27年 4月 1日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
住宅 愛子	① 給与 2 年金 3 その他	960,000 円	310,000 円						○	① 就職 28年 6月 1日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他									1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他									1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円	円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
	1 給与 2 年金 3 その他	円	円							1 就職 年 月 日 2 退職 年 月 日 3 婚姻内定 年 月 日
			(A) 円	※一定以上の所得の方は申込みできません。						

**【ご注意ください。】**  
入居資格審査に必要な書類を提出いただき、収入認定月額を算定の上、入居資格の有無を判定します。

※ 控除内訳（この欄は記入しないでください。）

控除	所得金額調整 控除額 1人:0~10万円	①基礎控除振替分 1人:0~10万円	②親族 (同居・別居) 1人:25万円	③老人扶養 1人:10万円	④特定扶養 1人:25万円	⑤普通 障害者 1人:40万円	⑥特別 障害者 1人:40万円	⑦寡婦 1人: 0円~27万円	⑧ひとり親 1人: 0円~35万円
額	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円	-----人 万円
控除額(①~⑧の合計)			(A)-(B)/12ヶ月			収入分位			
(B)			世帯の月収額						

## 誓約及び承諾事項

このたびの県営住宅入居申込に際し、私が記載した内容及び今後提出する書類の審査にあたり、事実と相違した場合や虚偽の記載があった場合には、入居申込が無効となっても異議申し立て等は一切行いません。

なお、入居後に虚偽記載や事実と相違することが判明し、入居決定を取消された場合には、直ちに住宅を明け渡すことを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

氏名 住宅 太郎

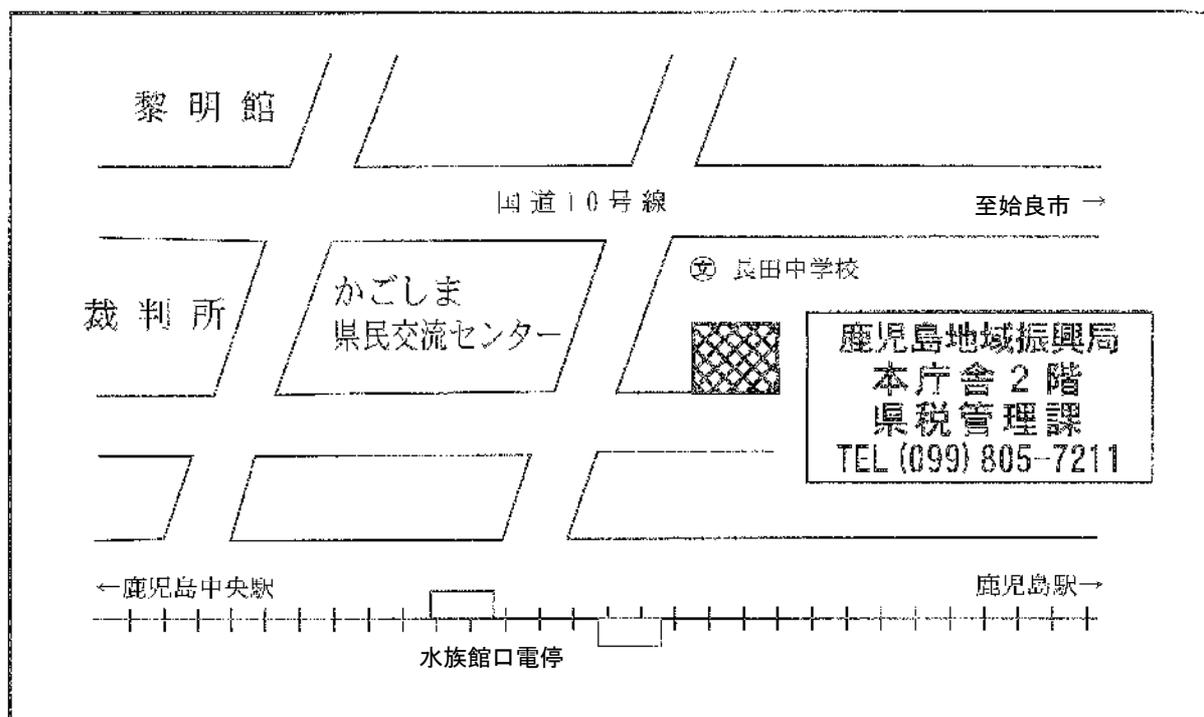
入居資格審査のため、住民票・所得額証明書・納税証明書・健康保険証及び各種手帳の写し等の必要書類を提出していただきます。また、申告内容の確認のため、関係官公署に個人情報照会することがあります。なお、審査の結果、申告の内容が事実と相違した場合や、虚偽の記載があった場合には、入居申込みが無効となることがあります。

## 県税の納税証明書等についての問合せ先

事務所名	所管区域	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局 県税管理課	鹿児島市・いちき串木野市 鹿児島郡・日置市	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	TEL 099-805-7211 FAX 099-805-7401
南薩地域振興局 県税課	枕崎市・南さつま市 指宿市・南九州市	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	TEL 0993-52-1315 FAX 0993-52-1311
北薩地域振興局 県税課	薩摩川内市・出水市 阿久根市・薩摩郡・出水郡	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	TEL 0996-25-5202 FAX 0996-25-5554
始良・伊佐地域振興局 県税課	霧島市・伊佐市・始良市 始良郡	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	TEL 0995-63-8116 FAX 0995-63-8196
大隅地域振興局 県税課	鹿屋市・垂水市・曾於市 志布志市・曾於郡・肝属郡	〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6	TEL 0994-52-2093 FAX 0994-52-2100
熊毛支庁 県税課	西之表市 熊毛郡	〒891-3192 西之表市西之表7590	TEL 0997-22-0063 FAX 0997-22-1101
大島支庁 県税課	奄美市 大島郡	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	TEL 0997-57-7225 FAX 0997-57-7236

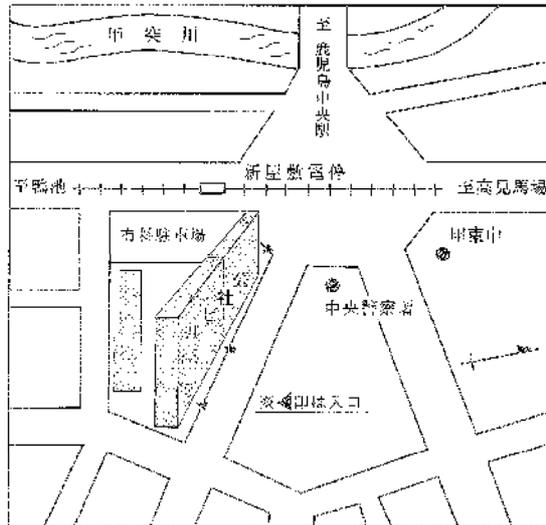
※ 上記地域振興局等では県税納税の確認、証明書の発行を行っており、申込み受付等は行っておりません。申込み等に関する問合せは、(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターへ御連絡ください。

## 《鹿児島地域振興局位置図》



# 会場案内図

## 申込受付会場 公社ビル2階 住宅センター



(注) 有料駐車場はありますが、台数に限りがありますので、お越しの際はなるべく電車、バス等をご利用ください。

## 抽選会場 鹿児島県庁行政庁舎 7階 7-A-2会議室



- ⑨ 北駐車場地下1階の職員駐車場を御利用ください。  
 入庫時は、入口に職員が待機しており、ゲートは開放されておりますが、出庫時は、ゲートが閉まっておりますので、必ずゲートに備え付けのインターホンを利用し、「県営住宅の抽選会」とお伝えください。  
 ※ 1階の外來駐車場は有料となりますので、必ず外來駐車場入口を直進し、地下1階の職員駐車場を御利用ください。  
 ※ 車高が2.3mを超える自動車は駐車できません。

## 県営松陽台第二団地位置

